

国家戦略特区の透明性向上と機能強化について

平成 29 年 12 月 15 日
地方創生担当大臣
梶 山 弘 志

1. 背景

- (1) 岩盤規制改革を揺るぎなく推進していくためには、既存の行政概念にとらわれない新たな発想や省庁間の厳しい折衝、また、地域や事業者からの、既存の規制や既得権益の枠組みを前提としない、大胆な提案が必要である。
- (2) そのためにも、時に、省庁間が非公開を前提として建設的な意見交換の場を持つことも、既得権益からの圧力に晒される事業者の提案を外部の圧力から守ることもまた、極めて重要なプロセスである。
- (3) しかし、規制の必要性に関する所管省庁の主張、それに対して、提案者との間で行われたやり取りなどについては、後刻、いずれの立場からも検証可能となるよう、プロセスの透明性の一層の確保・向上を図り、国家戦略特区制度を、更に強固な岩盤規制改革のエンジンとしていくことは、避けて通れない。
- (4) 上記の視点から、本件に関し、平成29年9月5日の国家戦略特別区域諮問会議（「特区諮問会議」）において民間議員からなされた提言と、その後の民間議員の検討成果を踏まえ、今般、本制度の透明性向上と機能強化に向け、以下の対応策をとりまとめた。

2. 対応策

- (1) 特区諮問会議を実質的な折衝の場として活用

特区諮問会議は、国家戦略特区担当大臣はもとより、規制所管大臣も直接出席し、各機関の公式見解を表明する貴重な機会である。しかし、従来の特区諮問会議では、原則、省庁間の調整がほぼ終了した事項を議題とすることが多かったのが実情である。

このため、今後は、必要なときには、省庁間の見解が一致しない局面において、大臣間で意見をたたかわせることを含め、国家戦略

特区担当大臣の判断により、特区諮問会議を実質的な調整の場としても、積極的に活用することとする。

(2) 省庁間の協議に関する合意議事録の作成

特区諮問会議や特区ワーキンググループなど、議事の公開について定めのある場以外で、省庁間でなされる協議については、現状、一般的な公文書管理のルールしか存在していないのが現状である。

このため、今後については、事務的な連絡を除き、規制改革事項の内容について協議を行う場合には、両者の見解の相違点も含めて、両当事者の合意する交渉過程に係る合意議事録を作成することとする。また、両者の折衝を進めるにおいては、合意議事録にある事実に基づいて、調整に必要な政策決定を進めていくことを原則とし、その旨、国家戦略特区基本方針に明記することとする。

(3) 会議の議事公開ルールの明文化

これまで、特区ワーキンググループでは、座長が適切と判断する方法により議事の公開を行うこととし、その考え方を、座長が公の場で説明してきたが、今後、更にその運用の透明性の向上を図るため、新たに運営細則を設定し、特区ワーキンググループの議事について、ルールの明文化を図ることとする。

運営細則においては、以下を規定する。

- 全てのワーキンググループで、議事録・議事要旨を作成する。このうち、議事要旨についてはヒアリング後速やかに、このうち、議事録は4年後を目途に公表することとする。
- 議事要旨等を公表することにより、提案者の利益が損なわれるなど国家戦略特区の制度運用に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、座長は、そのおそれが存すると認める間に限り、議事要旨等の全部又は一部を非公表とすることができる。
- 座長は、提案者の希望に従い、提案者以外の陪席を認めることができる。ただし、その発言は認めないこととする。また、特に提案者が希望する場合に限り、その氏名・役職を議事要旨等に掲載するものとする。

以上

国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングに関する運営細則

平成29年12月15日

国家戦略特区ワーキンググループ座長決定

1 目的・趣旨

国家戦略特区ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という）が開催するヒアリング（以下単に「ヒアリング」という。）における議論について、運営ルールの明確化により、その透明性及び公平性の更なる向上を図るため、これまでのワーキンググループの運営実績を踏まえ、国家戦略特区ワーキンググループ運営要領（平成25年5月10日国家戦略特区ワーキンググループ決定。以下「運営要領」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、ヒアリングを実施する際の手続き並びに議事要旨及び議事録の作成及び公開について必要な事項を定める。

2 ヒアリング

- (1) 座長は、提案に係る規制改革事項の実現に向けて、委員が自治体、民間事業者等の提案者及び関係省庁（以下「提案者等」という。）から提案内容の説明及び意見聴取などを受けるため、ヒアリングを開催することができる。
- (2) 座長は、提案者の希望に従い、会場の都合など特段の事情が無い限り、提案者以外の者の陪席を認めることができる。ただし、その発言は認めないこととする。

3 議事録・議事要旨

- (1) 議事要旨及び議事録並びに配布資料（以下、議事要旨等）の公表に当たっては、あらかじめ、提案者等に公表内容を確認するものとする。
- (2) 議事要旨についてはヒアリング後速やかに、議事録についてはヒアリング後4年後を目途に、それぞれ公表するものとする。
- (3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、議事要旨等を公表することにより、提案者の利益が損なわれるなど国家戦略特区の制度運用に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、座長は、そのおそれが存すると認める間に限り、議事要旨等の全部又は一部を非公表とすることができる。
- (4) 2 (2) に定める者の氏名及び役職は、提案者が特に希望する場合に限り、議事要旨等に掲載するものとする。

以上